

日本郵政共済組合 共済センター長 殿

確認資料の提出に関する申立書

年 月 日

組合員番号

氏 名

私は、国家公務員共済組合法施行規則第95条第3項の定めにより日本郵政共済組合から求められた書類を提出することができないため、以下のとおり申し立てます。

本申立内容は事実と相違ありません。また、今後、国家公務員共済組合法における被扶養者の認定、認定取消及び要件確認において、扶養状況を確認できる客観的資料が必要となることを了知しました。

なお、本申立内容が事実と相違している場合、または、今後日本郵政共済組合から同様の内容を確認する資料を求められた際に、公的資料（公的資料がない場合は客観的に事実を証明できる資料）を提出できない場合には、被扶養者の認定を遡って取消申告し、取消日以降に受けた給付金等は直ちに返納します。

1 確認を求められている事項	対象被扶養者氏名	組合員との続柄（ 生年月日 年 月 日
	共済組合から確認を求められている事項（該当するものに☑） ☐ （ ☐ 組合員 ☐ 被扶養者 ☐ 共同扶養者）の収入の詳細 ☐ 被扶養者と組合員が同居している実態を確認できる資料（住民票等） ☐ 組合員の収入により被扶養者の生計が維持されている実態を確認できる資料（送金記録等） ☐ 共同扶養者となり得る者に関するその他の資料 ☐ その他（	
2 客観的資料等を提出できない具体的理由		
3 扶養の現状及び確認すべき事項の詳細	（何（誰）を、どのような方法及び頻度で、どのくらい、どうしている（いた）か）	
4 その他特記事項		

日本郵政共済組合 共済センター長 殿

確認資料の提出に関する申立書

2026 年 10 月 9 日

組合員番号 01234567

氏 名 共済 太郎

私は、国家公務員共済組合法施行規則第 95 条第 3 項の定めにより日本郵政共済組合から求められた書類を提出することができないため、以下のとおり申し立てます。

本申立内容は事実と相違ありません。また、今後、国家公務員共済組合法における被扶養者の認定、認定取消及び確認において、扶養状況を確認できる客観的資料が必要となることを了知しました。

なお、本申立内容が事実と相違している場合、または、今後日本郵政共済組合から同様の内容を確認する資料を求められた際に、公的資料（公的資料がない場合は客観的に事実を証明できる資料）を提出できない場合には、被扶養者の認定を遡って取消申告し、取消日以降に受けた給付金等は直ちに返納します。

1 確認を求められている事項	対象被扶養者氏名 共済 花子 組合員との続柄（ 母 ） 生年月日 1959 年 1 月 10 日
2 客観的資料等を提出できない具体的な理由	共済組合から確認を求められている事項（該当するものに☑） ☒ （ ☐ 組合員 ☒ 被扶養者 ☐ 共同扶養者）の収入の詳細 ☐ 被扶養者と組合員が同居している実態を確認できる資料（ ☐ 組合員の収入により被扶養者の生計が維持されている実態等） ☐ 共同扶養者となり得る者に関するその他の資料 ☐ その他（ やむを得ない具体的な理由を記入してください。
3 扶養の現状及び確認すべき事項の詳細	（何（誰）を、どのような方法及び頻度で、どのくらい、どうしている（いた）か） 母は遺族年金を受給しています。 令和 6 年中の受給額は 120,000 円×6 回 = 720,000 円です。
4 その他特記事項	やむを得ない事情により客観的資料の提出に変えるものです。 状況をできる限り詳しく記入してください。 その他、日本郵政共済組合に対して伝えたい事項等がありましたら、記入してください。